

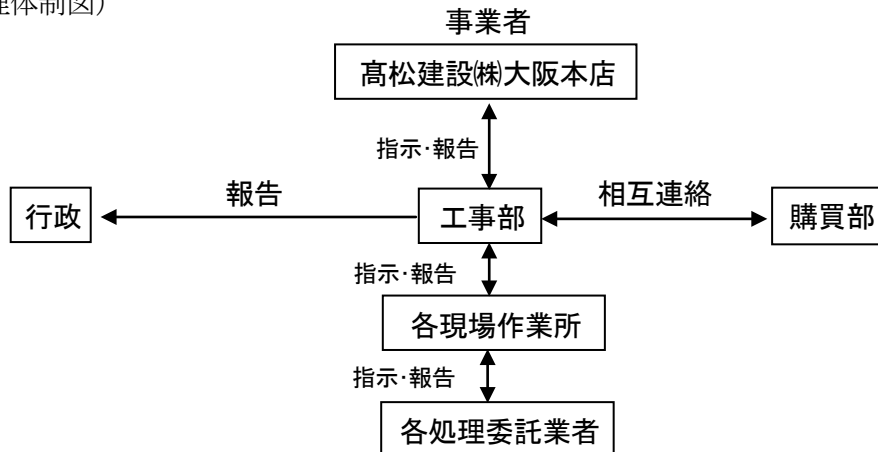
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 平成 29 年 6 月 30 日 愛知県知事 殿 提出者 住 所 大阪市淀川区新北野1-2-3 氏 名 高松建設(株) 大阪本店 工事部 取締役 専務執行役員 本店長 工藤孝宏 電話番号 06-6307-8106 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高松建設株式会社 大阪本店管轄内愛知県各事業場
事業場の所在地	大阪府大阪市淀川区新北野1-2-3
計画期間	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	平成28年度 完工高 24,290百万 (大阪本店実機)
③従業員数	456名 (大阪本店：平成29年3月31日時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場 分別 処理委託 解体工事・新築工事他

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	排 出 量	2021 t	20 t
	（これまでに実施した取組） 作業所における建設副産物の発生抑制への施策実施 （場外加工の徹底、梱包の簡素化他）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	排 出 量	2021 t	20 t
	（今後実施する予定の取組） 作業所における建設副産物の発生抑制への施策実施 （場外加工の徹底、梱包の簡素化他） ※継続実施し、より効率化を行い、副産物の減量化を促進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず・ダンボール・石膏ボード・木くず・コンクリート破片・ アスコン破片他作業所の状況に合わせて分別実施
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず・ダンボール・石膏ボード・木くず・コンクリート破片・ アスコン破片他作業所の状況に合わせて分別実施 ※継続実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 28 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	2021 t	20 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	1500 t	20 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定している。また、定期的に処理状況の現地確認も行う。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	管理型混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	2000 t	20 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1000 t	10 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1000 t	10 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定している。また、定期的に処理状況の現地確認も行う。 ※継続実施を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。